

令和5年土佐市議会第2回定例会 質問事項

- 質問1 堤防補強に関して新しい技術の検討を
質問2 介護人材確保のための施策と将来にむけた取組について
質問3 土佐市鷹ノ巣舟川大穴地区の土地改良事業の進捗状況について
質問4 新居地区観光交流施設について

令和5年6月13日（火曜日）午前10時開議

議長（森田邦明君）

続きまして、8番野村昌枝さんの発言を許します。

8番議員（野村昌枝君）

質問1

堤防補強に関して新しい技術の検討を

おはようございます。議長の許可がありましたので、通告順に従いまして質問いたします。

まず、1問目はもう毎度のことで、「堤防補強に関して新しい技術の検討を」と質問いたします。

新日下川放水路が6月1日運用開始となりました。土佐市におきましても、波介川河口導流事業が完成した時、日高と、日下と同様に治水の前進に大きな喜びがありましたことを思い出します。現在、洪水時には大きな恩恵を受けております。堤防は盛土により築造するものとする河川管理施設等構造令の下では、堤防の中に物を入れることができず、破堤しない粘り強いインプラント工法などを願うも、使える工法が限定される気候変動社会、線状降水帯などにより、全国的に堤防決壊による甚大な被害が発生している政令の見直しを、仁淀川右岸堤防重要水防箇所旧河川跡5か所の注意区間についても、令和4年9月議会質問、続いて12月、下流の用石、新居の河道掘削が完了してない状況で、日下川新規放水路供用開始に伴う右岸堤防への影響について質問しました。そのとき答弁は、12月、国の補正予算で仁淀川大橋の上流・下流部侵食対策工事が予算化された、非常にありがたい御答弁をいただきました。

国土交通省は、現時点では盛土による堤防は、我が国において、長年にわたり蓄積された技術により整備されているもので、現時点においては最適な工法である趣旨の答弁でありました。過去から現在まで国民の命と財産が守られてきました土堤原則に、私は否定するつもりもありません。その時代はその時代に合った政令の下に工法がされていたと思います。

仁淀川右岸堤防の防護のもと、高岡地区は安全な生活ができております。再三申します。気候変動、線状降水帯、地震など、現在の環境は著しく変化しており、越流しても破堤しない、南海トラフ地震にも耐える粘り強い堤防、堤防補強に関して、国土交通省は新しい技術の検討をしていただきたいと願います。検討について市長にお伺いいたします。

議長（森田邦明君）

板原市長。

市長（板原啓文君）

野村議員さんからいただきました御質問に、お答えを申し上げます。

国土交通省にお尋ねしたところ、令和5年度の仁淀川の河川工事につきまして、土佐市に関係する部分といたしましては、新居地区及び用石地区の河道掘削の工事を継続いただくとともに、中島地区の堤防の侵食対策として、高水敷造成及び護岸工事を行い、堤防の安全性を向上いただけるとのことでございます。

	<p>御質問では、越流しても破堤しない堤防補強や、南海トラフ地震にも耐える粘り強い堤防とのお話でしたが、まずは越水しないように河川の水位を下げるのが重要でございますので、河道掘削の推進について引き続き要望してまいります。その上で、国土交通省では、越水した場合であっても、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する河川堤防について、技術開発を進めていると伺っております。</p> <p>市といたしましても、住民の水害に対する不安を解消するため、国土交通省において点検・維持管理・補修・補強工事等をしっかり行っていただきながら、新しい技術の導入などの検討も行っていただき、災害に強い堤防を引き続き要望してまいりたいと考えております。</p> <p>以上です。</p>
議長（森田邦明君）	野村昌枝さんの1問目2回目の質問を許します。
8番議員（野村昌枝君）	<p>どうも御答弁ありがとうございました。河道掘削は非常に有効だと思います。ぜひお願いいたします。</p> <p>そして、中島地区の堤防の侵食対策として、先ほど市長が言われました高水敷造成及び護岸工事、これにつきまして、私ちょっと知識が足らず工法はどうかと思ってますので、このことについては後日、所管にお伺いしますので、よろしくをお願いします。</p> <p>引き続き国土交通省のほうに、人脈も通じまして粘り強い要望をお願いしておきます。</p>
議長（森田邦明君）	野村昌枝さんの2問目の質問を許します。
8番議員（野村昌枝君） 質問2 介護人材確保のための施策と将来にむけた取組について	<p>2問目の質問をいたします。「介護人材確保のための施策と将来にむけた取組について」、質問いたします。</p> <p>人口減少社会、高齢化がさらに進み、労働人口が減少し続けながら、介護サービスを必要とする高齢者が今のペースで増えれば、高齢者の介護サービスをはじめ福祉を担う人材の確保が難しくなることは、容易に想像がつく時代に突入したと言ってもいいと私は思っております。非常に肝に銘じております。</p> <p>県内ケアマネ不足深刻、介護保険制度は限界、土佐清水市では、高齢者や家族自らがプランの自己作成を余儀なくされているケースが出ている。介護サービスを支える要を欠いた現状に、県内関係者からは、制度が限界にきているとの声が上がっているという、1年前、高知新聞で報道がありました記事を思い出します。</p> <p>土佐市でもケアマネ不足があることを知り、県下的な状況を調査するため、県長寿社会課介護保険担当課長ほか4人に情報収集に出かけました。今後どれだけの介護人材が不足するかという具体的な数値の把握、長期的な展望についてお伺いしましたがけれども、情報は残念ながらありませんでした。今現状のアンケートを調査しているということで、私は将来の数値について絶対に確認しながらやっていかないと、とんでもない時代が来ると思っておりますので、ちょっと県のこの介護保険課にはちょっとがっかりしましたね。それで、これは市にお願いして、市がもうしっかりと介護を持続できるように、守っていただくほかはないということ肝に銘じて帰ってきました。</p> <p>今後どれだけの介護人材が不足するかという具体的な数値を把握し対策を考</p>

	<p>えていかないと、将来、介護サービスは困難となると案じるところです。</p> <p>介護人材不足やケアマネの存在は非常に重要です。市町村はもちろんですが、介護人材不足については、国、県ももっとしっかり取り組まないと、持続可能な介護保険は困難となります。介護人材確保のための施策と将来に向けた取組についてお伺いいたします。</p>
議長（森田邦明君）	田中長寿政策課長。
長寿政策課長（田中祐児君）	<p>長寿政策課田中でございます。野村議員さんからいただきました「介護人材確保のための施策と将来にむけた取組について」の御質問に、お答え申し上げます。</p> <p>地域包括ケア「見える化」システムで公表されております2023年の本市の高齢化率は38%であります。2040年には42.8%、介護サービスを必要とする方の割合も、2020年の約1.6倍に増加することが見込まれておりますことから、近い将来、介護支援専門員、介護士、看護師等の介護サービスを支える人材が不足するおそれがあると危機感を抱いております。中でも介護支援専門員は、介護保険制度の中核をなす、また高い専門性が求められる職種であり、介護支援専門員が不足した場合には、利用者に十分なサービスが受けられない可能性が出てまいります。</p> <p>本市におきましては、令和3年度に10か所ございました居宅介護支援事業所が、昨年2か所閉鎖となりまして、現在は8か所となっております。現時点では近隣自治体の介護支援事業所の御協力もあることから、サービスの提供に支障が生じているという状況には至っておりません。</p> <p>県内の他市町村におきましては、介護支援専門員が不足したことによりまして、先ほど議員さん御紹介もありましたが、利用者が自身でケアプランをつくらなければならない状況も生じており、昨年度、高知県が事業所に対しまして、介護支援専門員の不安感や適切なケアマネジメントのための、1人当たりの担当件数、人材確保に向けた取組等の調査を実施しておりますが、人材確保に向けた具体策の提示には至っておりません。</p> <p>なお、本年度は3年に一度の高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しの年度でございまして、現在、9期計画に向けて準備を進めており、各介護サービス事業所に対しまして、新規の採用者数や離職者数、施設での取組、ICTの活用などについて、介護支援専門員を含めた介護人材に関するアンケート調査を行う予定としております。</p> <p>現在の介護人材への支援といたしましては、複雑かつ困難なケースについて、地域関係機関で構成されますケア会議を活用しまして、情報の共有を図るとともに、多職種連携を進めるための研修会なども行っておりますが、今後はさらに高知県、近隣市町とも連携し、人材確保に向けた具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。議員さんにおかれましては御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p>
議長（森田邦明君）	野村昌枝さんの2問目2回目の質問を許します。
8番議員（野村昌枝君）	<p>御丁寧な御答弁ありがとうございました。</p> <p>2023年本市の高齢化率は38%、2040年は42.8%、まあすごいですね。介護サービスを必要とする割合が1.6倍に増加する見込みという。</p>

	<p>近い将来、介護支援専門員、介護士、看護師などの介護サービスを支える人材が不足するおそれがあると、所管でも危機感を抱いているという。ちょうど本年度は第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直し年度であり、ちょうどよかったなど私も思っております。各介護サービス事業所に対し、介護人材に関するアンケート調査を行う予定という御答弁をいただきました。今の地域包括支援センターっていうのは、私はもう何度も困ったときの相談を地域包括に投げかけるんですけど、本当に少ない人材の中で、もうどれほど高齢者の方が救われているかっていうことには、本当に現場の人には、現場っていうか地域包括の方には、私は心から感謝しております。本当にこういう状況の中でも、しっかり頑張っていたでいる。ときに人数足りているかなって心配しながら、感謝しているところでございます。</p> <p>厚生労働省の試算によると、2040年に必要な介護人材は280万人、現状の職員数よりも約69万人増やす必要があるとして指摘されています。現在の日本は高齢化だけでなく少子化も大きな問題となっているため、介護を必要としている人が増加をたどる一方で、労働力が減る少子高齢化の影響は、他職種と比べても深刻だと思います。人材不足は質の低下となってまいります。昨日も大森議員の虐待問題、施設での虐待問題の質問もありましたけれども、私は本当に不足してくると、どうしても選べませんから質は必然的に低下していきますし、虐待問題とかにも関係してくると思いますので、非常に重要だと思っております。</p> <p>介護人材不足やケアマネジャー不足を解消し、将来の介護サービスの質と持続性を確保できますよう、今のまま県もこないだ話した中で言っていた、これもし介護難民が将来はできるんじゃないかなって私は心配しながら帰ってきました。</p> <p>第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画は持続可能な介護保険となるよう、今から取り組んでいただきますよう、土佐市は所管とすり合わせているときに、数値の値も今後検討していただけるような感じを受けましたので、県がやらずとも、おのずと土佐市からまず将来の介護は、介護保険は崩壊させないよという心積もりで、その9期の計画をベースにさせていただくことをお願いいたしました。また、大きな期待をいたしましてこの質問を終わります。ありがとうございました。</p>
<p>議長（森田邦明君）</p>	<p>野村昌枝さんの3問目の質問を許します。</p>
<p>8番議員（野村昌枝君）</p> <p>質問3</p> <p>土佐市鷹ノ巣舟川大穴地区の土地改良事業の進捗状況について</p>	<p>「土佐市鷹ノ巣舟川大穴地区の土地改良事業の進捗状況について」、お伺いいたします。</p> <p>波介川河口導流事業に伴い発生する掘削土を利用した土佐市鷹ノ巣舟川大穴地区土地改良事業が、平成22年開始以来10年以上経過、現状と今後の見通しを問う。令和3年3月、議会質問しました。</p> <p>そのとき市長は、優良農地となった土地の整理を行う段階で考えに相違が生まれ、土地の整理が頓挫し、共同施行組合員の合意形成に転じず一時中断している。個人間の問題に効果的な解決策を見いだせてない。引き続き土地整理の推進に寄与していくという答弁趣旨でありました。私はそのとき、もうみんなが解決策を強く望んでいるので、その協同組合もそうですけれども、市長に大</p>

	<p>岡越前になったつもりで、汗をかき解決策を見つけてほしいとお願いした経過があります。一日も早く有効農地活用実現に向けて、共同施行組織員の要望もあります。進捗状況と今後についてお伺いいたします。</p>
議長（森田邦明君）	議長（森田邦明君）
市長（板原啓文君）	<p>野村議員さんからの鷹ノ巣舟川大穴地区土地改良事業の進捗状況について、お答えを申し上げます。</p> <p>御案内のとおり、当該事業は地権者全員により組織された団体が事業主体となり、平成22年11月に土地改良事業共同施行として認可を受け、平成22年度から平成25年度までの間、国土交通省高知河川国道事務所協力の下、工事が実施されたものでございます。</p> <p>担当課におきましては、工事着手以前から換地計画における地権者間の合意を整えるため、地権者総会での協議や個々の意向確認、維持管理方法、各種条件も含めた計画の案について、これまで幾度となく示し、第三者を介しての調整もお願いしましたが、全員の合意を得るまでの結果に至っていない状況であります。</p> <p>近年は当時の関係地権者が亡くなったり、一部の地権者による無断の作付が行われたりと、新たな土地権利上における問題も地権者間をめぐって発生をし、今後における調整がより難しくなっていると報告を受けております。現状の改善を考える中で、何とか作付ができるよう土地利用上の権利設定等の手法も検討いたしました。後年へ問題を残すことも考えられ、事業実施主体である共同施行組織の皆さんに提案するほどには至っておりません。</p> <p>今後におきましては、皆さんの意向も尊重しつつ団体の合意形成が図れるよう支援してまいりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p>
議長（森田邦明君）	野村昌枝さんの3問目2回目の質問を許します。
8番議員（野村昌枝君）	<p>ありがとうございました。</p> <p>所管も地道に活動して、御苦勞されていることはよく理解しております。本当に毎月1回ぐらい足を運んで地道にやられていますけれども、これにも忙しい中でこの大きな問題を解決に向けては、なかなか大変だろうなというふうに思っているところです。近年は当時の関係地権者が亡くなったり、一部の地権者による無断の作付が行われたり、新たな土地権利上における問題も発生しているという御答弁でありました。もうこれ長くなるにしたがって、解決策がだんだん困難になっていくのではないのでしょうか。</p> <p>市は地権者団体と情報の共有や意見交換、もちろん地権者団体の同意を得ることが必要不可欠であります。専門家のアドバイスの活用、専門家は土地利用や都市計画に詳しい専門家、区画整理の計画や手続に関する知識や経験を持っている都市計画コンサルタントなどなど、問題によりいくらかでも多くの専門家の職種があります。もし関係者間の合意が困難であれば、法的手段の検討などアプローチを総合的に検討して、早期問題解決に向けて取り組むことが重要であると考え提案いたします。そのためには予算が必要ですので、市長にお考えを再度お伺いいたします。</p>
議長（森田邦明君）	板原市長。

<p>市長（板原啓文君）</p>	<p>野村議員さんから再度いただきました御質問に、お答え申し上げます。</p> <p>議員さん御提言の内容も含めまして、あらゆる手法を検討し、引き続き地権者の皆様の意向を尊重しつつ、団体の合意形成が図れるよう支援をしておりますので、議員さんにおかれましては御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。</p>
<p>議長（森田邦明君）</p>	<p>野村昌枝さんの4問目の質問を許します。</p>
<p>8番議員（野村昌枝君）</p> <p>質問4</p> <p>新居地区観光交流施設について</p>	<p>「新居地区観光交流施設について」。もう皆さん昨日から多々の質問で重複もあるかと思いますが、私の観点で質問いたしますので、重複した部分はお許しください。</p> <p>新居地区観光交流施設につきまして、市長行政報告では、市の施設でこのような事態の発生したことは、市にも責任の一端があるという報告でございました。具体的にどういう責任でしょうか。現在の状況といたしましては、問題の早期解決に向け3者協議の場を設けるよう、NPO法人及び飲食店と協議中ではありますが、飲食店側が代理弁護士を弁護士に変更するという事で、3者協議までには時間を要している状況という報告につきましては、協議に当たりまして、市として行政としての姿勢についてお尋ねいたします。</p> <p>以上、2点についてお尋ねいたします。</p>
<p>議長（森田邦明君）</p>	<p>板原市長。</p>
<p>市長（板原啓文君）</p>	<p>野村議員さんから私にいただきました御質問に、お答えを申し上げます。</p> <p>責任の一端があるという部分につきましては、施設オープン当初からNPO法人と飲食店との間に入り、施設の利用方法、運営内容等について様々な協議や調整をしておりましたが、NPO法人と飲食店の間の主張の相違に対し、市が間に入って解決に至らなかった点ということでございます。3者協議に当たっての行政の姿勢につきましては、6月9日に飲食店の代理人から協議内容の提出があったところでございます。</p> <p>今後におきましては、協議内容を十分検討の上で早期の解決を図っていきたいと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長（森田邦明君）</p>	<p>野村昌枝さんの4問目2回目の質問を許します。</p>
<p>8番議員（野村昌枝君）</p>	<p>これ以上お尋ねしてもおんなじ御答弁でございますので、この2点につきましては、この辺で。</p> <p>責任の一端があるという部分については、市長はいつも施設オープン当初からNPO法人と飲食店の間に入って、施設の利用方法、運営内容などについて様々な協議や調整をしておりましたが、NPO法人と飲食店の間の主張の相違に対し、市が間に入って至らなかった点ということでございます。</p> <p>でも私はそもそも新居地区観光交流施設が平成28年4月にオープンした施設で、土佐市が所有する行政財産であり、原則として私権を設定できない、賃貸契約ができないとされています。当施設の管理に関しては、土佐市立新居地区観光交流施設及び避難施設の設置及び管理に関する条例が制定されており、条例では新居地区の振興による市全体の活性化を目的に、交流施設を設置するものとなっております。国の補助金交付対象条件には、2階地域の交流スペースは地域交流センター、コミュニティーの場、附帯として3分の1喫茶などが</p>

	<p>可能となっているのではないですかね。昨日もそういう内容の御答弁がありましたよね。</p> <p>本市の条例では、2階の利用区分について地域交流スペースの3分の1、3分の2、全体、厨房、研修室という、五つに分割された利用区分が設けられております。これは3分の1を飲食に提供されるスペースに、残る3分の2を当施設に来所された方々が自由に使用できるフリースペースという想定で区分され、これに基づいた利用区分がされているのではないですか。</p> <p>ところが私の情報収集する中で、今日も何か文書が届いていまして、ちょっと見ましたけれども、情報収集とはおんなじような情報だったかなと思うんですけど、しばらくすると2階の地域交流スペース全体が、企業組合アルバトーンによって独占的に使用されるようになったことから、土佐市にも相談したが、土佐市からは特段の指示がなかった。その後、状況を見ておりましたが、新居地区や土佐市の振興に向けた活動よりも、商業ペースの活動に主眼が置かれているような状況が顕著になったとお聞きしております。ニールマーレ企業に任せていた。公の施設運営が妥当であったとお考えですか。7年間このような状況を黙認してきたようにも受け取れます。行政責任は私は重いんじゃないかなって思います。</p> <p>3者協議についての行政姿勢につきましては、現在、飲食店の代理人に対し、具体的な協議内容について問い合わせているということで、今後、協議内容を十分に検討した上で、早期問題解決を図っていくという御答弁でありました。飲食店に今までと同じ営業をさせるのですか。今までと同じ営業を許可することは、私は国の交付金、条例違反になる可能性があるかと案じるところですけれども、いかがですか。</p> <p>そして、もう1点、大きな問題は、私はこのSNS拡散により、いくらね、聞き入れなかったといっても手法はありますよ。こんなね、いくらネット社会だといって、さあSNSで拡散して、全国に飛ばすようなね、そんなことは私は許せんというふうにな、中身を常に見ながら思っておりました。全国的な問題になりました。土佐市の汚点も大きいです。県の汚点も大きいです。</p> <p>市長、このことについて、昨日も質問があっただけども、あんまりちょっと問題視されてないのかなっていうふうには、私はこれは大きな問題だと思っているんですけど、どういうふうにお考えですか。お答えください。</p>
議長（森田邦明君）	<p>暫時休憩します。</p> <p style="text-align: center;">休憩 午前11時19分 正場 午前11時21分</p>
議長（森田邦明君）	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p style="text-align: center;">板原市長。</p>
市長（板原啓文君）	<p>野村議員さんから再度いただきました御質問に、お答え申し上げたいと思います。</p> <p>まず、1点目の2階スペースの独占利用ということでございますが、それを放置してきたというふうな意見があるというふうにお聞きをいたしましたけれども、これは意見としては三者三様の意見があろうかと思いますが、市といたしましては、指導といたしまして3分の1、交付金制度のとおりですね、指</p>

	<p>導を適宜してきたというふうに思っております。</p> <p>それから、2点目の今後も飲食店を継続してやらせるつもりかという御質問もございましたけれども、これは今後の3者協議での内容でもあらうと思しますので、その点の私からの言及は控えさせていただきたいと思っております。</p> <p>それから、SNSの拡散の問題、これは大変大きな影響があったということでございまして、繰り返しになりますけれども、非常に市民生活をはじめですね、また、他団体であったりいろんなところへですね、幅広い影響が出ているものと承知いたしております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長（森田邦明君）	野村昌枝さんの4問目3回目の質問を許します。
8番議員（野村昌枝君）	<p>答弁につきましては、その辺で。</p> <p>新居地区観光交流施設の問題を、私は情報開示などで調査していると、私にとっては本当に不可解なことが多くて、先日、南風説明会で平成28年1月15日、企業組合アルバトーザ設立、県の補助金という説明がありました。平成28年、県庁情報開示を見ていると、このとき県補助金は125万5,000円で、昨日、村上議員の答弁ですかね、県2分の1、市2分の1、市にお尋ねしますと、もうそれは経過も過ぎているので、うちには情報はありません。割合としたら2分の1、2分の1ですから同額でしょうということで、昨日は251万1,000円でしたかね、それだけの支払われているということでした。</p> <p>それから私は県庁に行ったときも、何回かね、これ125万については、県庁の情報開示は信用部分は黒塗りしてますから、それで補佐に尋ねていって、私このね、平成28年の2月に商品の売買契約書が締結されて、約200万の支出が伺える文書があるんですけど、で県の職員に、これどこから交付されているのですかと尋ねて、そしたら県の方は調査をしてくださいました。全部の交付金の部分を調査してくださって、野村さん、これ県ではないですよということで、そしたら私これどこから出ているのかなというのが何となく頭の中で整理ができなくて、不思議に思ってたこととございます。</p> <p>でも先日のNPO総会で議論されたそうです。平成31年にはドラゴン広場は、この件については先日の総会で議論されたそうです。お金のこと、200万のことについてね。200万、NPOがということで議論されたそうです。また、3回目のときに、その件については深く申しますけれども、私ずうっと調査をしていったり市民の声を聞いていくと、平成31年にはドラゴン広場は、商工会に指定管理者を指定していますけれども、QOLと土佐市と連携して運営されていた時期もあります。QOLニュースを見ますと、2019年4月、ドラゴン広場、スナックジョイ、リニューアルオープン、ドラゴン広場に関しては、運営で連携協定を締結した。商工会とですよ、とあります。これはこれで、いろんな意味で幅広く活動をなさってたんだなあとということで、最後、今年の3月までは、まだ直販市の部分では残ってたそうですね。けれどもこの3月で他の方に直販市も渡されたということとございました。その商工会に運営連携をお願いしていたというのは、商工会の方の情報では3年間ですね、令和2年、元年、その辺の3年間をお願いしていたと思っております。それはそ</p>

れで観光発展のために、そして地域の活性化のためにお願いをして、連携協定して下さっておりましたけれども、あまり成果がなかったことは残念でございます。

それで、昨日の大森議員の質問では、私、理事長は南風は俺のもんであると言っておりましたけれども、私、個人のね、やり取りについて私は分かりませんから否定はしません。否定はしませんけれども、私のこう、接して聞く限りでは、波介川河口導流事業の振興策じゃき、国交省や市には迷惑をかけられんというのが、何回か私は聞いたお言葉だというふうに記憶しております。現在の南風はですね、会長をもとにやっぱりね、旧南風がありましたでしょう、今の入ったところの右手、貝の今お料理などされているあの右手のところは旧南風でしたよね。それから新しい南風に移っていくまでにはね、私、会長はもとより、この中でボランティアでJ Aの女性部の人とか地元のね農産物を出して下さっている人たちが、ボランティアですよ、今までしっかり頑張ってくださって、そして新しい南風に移った経過を思いましたら、私はね、本当に上流としましても波介川の河口導流事業のおかげで、本当に上流は水害から守られておりますことを忘れてはならないと思っております。市長もそのことはお思いだと思いますけれども、私は指定管理者を検討するときですね、せめてやっぱり皆さんのおかげで上流もこんな治水ができた。そして、南風は皆さん旧南風、何回も申しますけどJ Aの女性部たちの人がボランティア、無償で今を築いてくださったということには、私は本当に心から感謝をいたしております。

だから指定管理者を検討するとき、いろいろな議論がありました。それは皆さんのお考えであって、指定管理者を検討するときには、そのことも少しは心に留めていただきたいなあというふうに私は思っております。その指定管理者の方法についてはね、私が言及するものではありませんが、心ではお願いをしておきますけれども言及はいたしません。それは行政として、どうあるべきかという観点でやってください。

私は、この案件の経過を見ながら、木を見て森を見ずということわざがあります。小さな事柄や細部にこだわり過ぎて、全体像や根本的な問題を見落としてしまうことのないような解決策を見いだしていただきたい。

ちょっと飛ばしましたけど大事なことに返らせてください。県に行きまして、その情報開示で250万のトータルのことをお話しながら、一体この200万近いお金の支出どころは、199万幾らだったです。約200万だと思います。どこですかと聞いたら、さっきも言いましたように、県じゃありませんっていうから、やっと私はこれでね、今朝届いたこの議会の事務局にあったこれでね、私、頭がね、何となく整理ができました。ちょっとこれ読みますけど、28年の2月にカフェニールマーレが開店するにあたって、28年2月に当法人名義で株式会社エスエルディーより、2階部分で使用するテーブルや椅子、ソファや食器類を購入をするという売買契約が締結されております。そして土佐市職員からの指示で、当法人は株式会社エスエルディーに対し、この売買代金として約200万円を支払っております。もっともこの売買契約については、契約書に記入された筆跡が当法人の関係者のものではなく、また、当法人の当時の理事長やその他社員も事実を関係していない中で締結されたものであります

	<p>という、今朝この文書が届いていますけど、市長、再度お尋ねしますが、市長この文書についてですね、市長これ真実と思いますか。その点だけ教えてください。真実ですか。</p>
議長（森田邦明君）	<p>暫時休憩します。</p> <p>休憩 午前11時32分</p> <p>正場 午前11時33分</p>
議長（森田邦明君）	<p>休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>板原市長。</p>
市長（板原啓文君）	<p>野村議員さんから再度いただきました御質問に、お答えを申し上げたいと存じます。</p> <p>今朝ほど届いたNPOからのですね、文書につきましては、私も読まさせていただきましたけれども、この内容につきましては、これから十分調査をしないと分かりませんので、今、御答弁できる内容はないですので、その点は御理解いただきたいと思います。</p>
議長（森田邦明君）	<p>以上で、8番野村昌枝さんの質問を終結いたします。</p>